

◎新潟県告示第485号

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する処分をした。

令和2年4月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分を受けた行政書士の氏名及び事務所の所在地

(1) 氏名 小原 幸夫

(2) 事務所の所在地 長岡市与板町与板581番地2

2 処分をした年月日 令和2年4月8日

3 処分の内容 戒告

4 処分の理由 小原行政書士は、司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、依頼人から依頼を受けて、平成29年4月19日頃から令和元年5月19日頃までの間、4回にわたり、法務局又は地方法務局に提出する書類である不動産の所有権移転等を登記の目的とする登記申請書を作成した上、平成29年4月20日から令和元年5月20日までの間、4回にわたり、新潟地方法務局長岡支局において、同支局係員に対し、郵送又は持参の方法により、前記各書類をそれぞれ提出するなどして登記申請手続を代理し、司法書士の業務を行った。このことにより、令和元年12月13日に長岡簡易裁判所から司法書士法違反で罰金50万円の略式命令をされている。

以上のことが、行政書士が他の法律において制限された業務を行うことを禁止する、法第1条の2第2項の規定に違反すると認められる。